

2019年1月30日

各位

不動産投資信託証券発行者名
 MCUBS MidCity 投資法人 (コード番号 3227)
 代表者名 執行役員 土屋 勝 裕
 URL : <https://www.midcity-reit.com/>
 資産運用会社名
 MCUBS MidCity 株式会社
 代表者名 代表取締役社長 渡 邊 豊 太
 問合せ先 代表取締役副社長 鈴 木 直 樹
 TEL : 03-5293-4150

資産運用会社における主要株主の異動に関するお知らせ

MCUBS MidCity 投資法人 (以下「本投資法人」といいます。) が資産の運用を委託する資産運用会社である MCUBS MidCity 株式会社 (以下「本資産運用会社」といいます。) は、主要株主である関電不動産開発株式会社 (以下「関電不動産開発」といいます。) が、その所有する本資産運用会社の全株式を、2019年4月1日付で本資産運用会社の親会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 (以下「三菱商事・ユービーエス・リアルティ」といいます。) に譲渡すること (以下「本件株式の譲渡」といいます。) につき承認しましたので、お知らせいたします。

本件株式の譲渡により、三菱商事・ユービーエス・リアルティは、関電不動産開発が保有する本資産運用会社の発行済株式のすべてを取得し、その結果、本資産運用会社の単独スポンサーとして主要株主が異動します。なお、本件株式の譲渡に伴い、本資産運用会社と関電不動産開発との間の2015年4月10日付「売却不動産の情報提供等サポートに関する覚書」及び2011年12月7日付「資産価値向上サポートに関する覚書」 (以下「本件覚書」といいます。) は、本件株式譲渡の実行日付で解約されます。また、関電不動産開発より出向している本資産運用会社の取締役1名は、2019年1月31日付で辞任する予定です。詳細については本日付「資産運用会社における取締役の辞任に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本件株式の譲渡の経緯

本資産運用会社の主要株主である関電不動産開発が保有する本資産運用会社の株式900株 (発行済株式総数の15%) のすべてを、2019年4月1日付で同じく主要株主であり、本資産運用会社の親会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティに譲渡します。

本資産運用会社は、関電不動産開発より、本件株式の譲渡について、会社法第136条及び第138条第1号に基づく承認を求められましたので、本日開催の本資産運用会社の取締役会において、本件株式の譲渡について承認しています。

2. 本件株式の譲渡を行う主要株主の概要

(1) 名称	関電不動産開発株式会社
(2) 所在地	大阪市北区中之島3丁目3番23号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 勝田達規
(4) 事業内容	分譲住宅事業、ビル事業、賃貸施設事業、投資開発事業、アセットソリューション事業、アセットマネジメント事業、地域開発事業、グリーンソリューション事業、ミネラルウォーター事業
(5) 資本金	8億1千万円

3. 本件株式の譲渡を行う主要株主の所有株式数（議決権の数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数（所有株式数）	総株主の議決権の数に対する割合	大株主順位
譲渡前	900 個（900 株）	15%	第 2 位
譲渡後	0 個（0 株）	0%	—

（注） 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数： 0 株

2019 年 1 月 30 日現在の発行済株式総数： 6,000 株

<ご参考> 本件株式の譲渡前後の本資産運用会社の株主構成

名称	譲渡前		譲渡後	
	所有株式数	比率	所有株式数	比率
三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社	5,100 株	85%	6,000 株	100%
関電不動産開発株式会社	900 株	15%	0 株	0%
合計	6,000 株	100%	6,000 株	100%

4. 今後の見通し

本件株式の譲渡に伴い、本件覚書は解約されますが、本資産運用会社と関電不動産開発は、今後も相互に自らが保有する売却不動産に係る情報の提供等を行っていく予定であり、本日付で新たに物件情報の提供等に関する協定書を締結しています。なお、当該協定書は、本件株式の譲渡を条件として効力を生ずるものとされています。なお、本件株式の譲渡による、本資産運用会社と本投資法人との資産運用委託契約の内容や本資産運用会社における運用体制及び意思決定機構等の変更はありません。また、本件株式の譲渡が本投資法人の運用状況の予想に与える影響はありません。

本投資法人は、三菱商事・ユービーエス・リアルティのスポンサーサポートの下、これまでと同様に投資主価値の継続的な向上を目指します。

なお、本件に関しては、金融商品取引法、宅地建物取引業法その他関連法令の規定に従い必要な届出等の手続きを行います。

以 上